

医療事故調査改善を

被害者団体、厚労省に要請

医療事故の被害者団体で構成する「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」（患医連、永井裕之代表）は

19日、厚生労働省に、医療事故調査制度（2015年施行）の改善

を図る見直し検討会の設置を求める要請書を提出しました。

同制度はすべての医療機関に対し、予期しない医療事故で死亡した事案を「医療事故調

査・支援センター」に報告し、事故の原因調査を実施することを義務付けています。

しかし、報告と調査の判断が医療機関の管理者に委ねられているため、センターへの報告件数が当初の想定を大幅に下回ったまま推移しています。

医療事故被害者団体（医療過誤原告の会）が行った遺族アンケート調査で、遺族が医療事故死を疑ったケースの85%以上が、センターへの届け出や事故原因調査につながっていないとして、同制度の実効性に強い疑問が寄せられています。

厚労省の担当者に要請書を手渡す永井裕之患
医連代表（左） 19日



患医連は、事故の報告・調査を促進するためのセンターの権限・機能強化を求めています。医療過誤原告の会の宮脇正和会長は「多くの医療事故死遺族が泣き寝入りせざるを得ないのが現状です。犠牲になった人たちの命の尊厳を少しでも回復し、医療事故の再発防止に生かされるよう、機能強化を求めていま

す。医療過誤原告の会の宮脇正和会長は「多くの医療事故死遺族が泣き寝入りせざるを得ないのが現状です。犠牲になった人たちの命の尊厳を少しでも回復し、医療事故の再発防止に生かされるよう、機能強化を求めていま

す。医療過誤原告の会の宮脇正和会長は「多くの医療事故死遺族が泣き寝入りせざるを得ないのが現状です。犠牲になった人たちの命の尊厳を少しでも回復し、医療事故の再発防止に生かされるよう、機能強化を求めていま